

✿ 貨物概要

調製した酵素と数種類の緩衝液をセットにした試薬キット。

セットになっているそのままの割合で相互に混合してDNA研究用の試薬として使用するもの。

✿ 分類

関税率表第 3822.19 号（統計番号 3822.19-000）の理化学用の調製試薬

✿ 分類理由

主たる構成要素は調製酵素ですが、第 35.07 項は「他の項に該当しない調製した酵素」が分類されます。

第 3822.19 号の理化学研究用の調合試薬とするためにセットしているものであり、第 6 部注 3 のセットに関する規定に該当するものであることから、上記のとおり分類されます。

♠ ♠ ♠

注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時における現況によります（関税法第 4 条）。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合においては、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属（分類）となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。

（具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合は、文書による事前教示をご利用下さい。）